

な財政対策として、長期の借入金で賄おうとするものです。県税の落ち込みにより、政府が策定した地方財政計画中の地方税収入と大きな隔たりが生じました。そこで各地方公共団体はこぞ、この落ち込み分に当る額を国が補てんするよう、これまで要請してきました。先般、地方財政対策が国においてまとまり、ある一定基準以上に地方税が減収した場合、その額を地方債で補てんしようということが決定されたのです。本県の場合、これが二十億円となります。

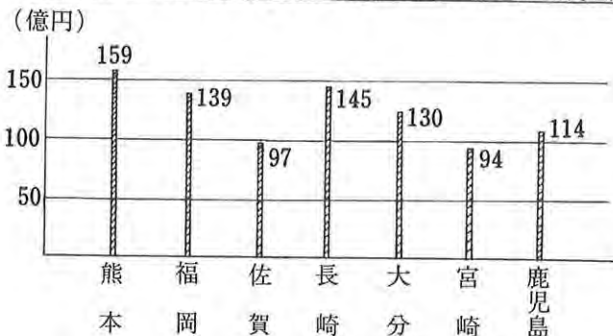
「経費の節減」

ここでは、給与関係経費の節減と庁費などを中心とする節減を計画しているものです。庁費の場合は旅費を二〇%、その他は一五%の節減を予定しています。

「事業の縮小、繰延べ」

単県公共事業の一〇%削減と特定の事業の縮小、繰延べをその内容としています。単県の投資事業について九州各県との比較をしてみますと図表3のとおり福岡県や長崎県を抜いて一番多いことがわかります。そこで今回の財政対策として、このうち単県公共事業の一部を削減してもまだ九州各県に劣らない状況であると判断して削減を計画し、財源捻出の

図表3 九州各県単県投資事業比較(昭和49年度決算見込)



一助にしようとしたものです。ただこの事業は住民生活との関係が非常に強いと考えられるので国の大幅な財政対策が講じられ、その削減について再検討しなければならぬので、現在のところ予算の執行を停止しているに止めています。その他、住民サービスに直接影響のない特定の事業についても、その縮小や五十一年度以降へ実施を繰延べしようとしています。これについては目標額を一応五億円程度としていますが、具体的にはどの事業をどうするか検討中です。

▽ 県予算のしくみ

これまで財政問題について専門的な用語を使い、また部分的にしか説明できなかったため理解しにくい点が多かったと思います。そこで、しばらく予算の仕組みについて説明します。

地方公共団体の予算は、国の予算と異なり、「入るを計って出づるを制する」といわれるように、先ず歳入の見通しの下に歳出予算を編成しなければならぬ仕組になっています。歳出予算の内容については、前号で説明したので、今回は歳入予算を中心に説明します。

先ず、昭和五十年歳入現計予算は図表4のとおりですが、歳入予算を自主財源と依存財源に区分しているのは財政分析の際使用する用語であり、これは地方公共団体独自の権限で収納できるかどうかで区分するものです。

本県の場合、県独自の権限で収納できる財源は歳入予算額の三二%にしか過ぎません。自主財源が大きい小さいかによって団体の自主的な財政運営ができ易いかどうか決まりますので、各地方公共団体とも自主財源の強化、拡大に常に力を入れていく必要があります。

歳入予算を費目別にみると、地方交付税は歳入予算の約二九%を占め、国庫支出金の三四%に次いで二番目に大きなシェアをもっています。この二つで六三

%であるのに比べ県税は十五%しかありません。このことから本県の財政は、国の地方財政対策に影響されるところが非常に強いといわざるを得ません。

歳入予算は、また、一般財源と特定財源とに区分して分析することもあります。国庫支出金とか譲与税、県債および分担金、負担金などはその使途が限定されているのでこれを特定財源といい、また、地方交付税や県税などは、その使途が殆んど制限されず、従って、地方公共団体が自主的な財政運営を行っていくためには、一般財源が多いことが望ましいわけです。

本県にとっては、いづれの面からみても地方交付税のシェアが大きいいため、その動向が財政運営の重要なポイントとなります。そこで地方交付税の仕組みについて先ず説明します。

「地方交付税」

住民は住む地域によって、享受する基本的な地方公共団体のサービスに差異があってはなりません。しかし、地方公共団体はその地域のもつ経済的な条件の差異によって、地方税をはじめとする自主財源に恵まれた団体とそうでない団体が

生ずることは避けられないことです。そこで、国において地方公共団体間の財政調整制度を設け、各地方公共団体の住民サービスの平準化を図ってきました。地方交付税がそれであり、地方税の多い団体は地方交付税が少く、地方税の少ない団体には多く交付されるような仕組みです。即ち、地方交付税は、国が徴収した所得税、法人税および酒税の三税の三二%をプールし、これを地方公共団体毎に

収入、支出の理論値をだし、その理論的な不足額を補うために交付するものです。もちろん収入・支出の理論値を算出するに当たっては厳格な一定の基準で算出します。この算式を図式してみると図表5のとおりです。収入の理論値を基準財政収入額といい、支出の理論値を基準財政需要額といいます。そして交付税額は、その差ということになります。従って、基準財政収入額が基準財政需要額を上回

る場合は、地方交付税はゼロとして算定されます。この図式からすると、基準財政需要額が一定であれば基準財政収入額が足りない程交付税は多く交付されることになるわけですが、地方公共団体に交付される地方交付税の総額は無限ではありません。特に本年度のように地方税が全国的に落ち込みますと、必然的に各地方公共団体ともその分だけ多く交付されるのが建前だから現在の総額では不足することになります。本県がこれまで地方交付税率(三二%のこと)を引き上げるよう国に対して要請してきたのは、以上のようなことからです。しかし本年度は国も大幅な歳入不足が見込まれ国税三税の減収は三兆四千億円にもほりそうです。これが減収になれば地方交付税総額もこれに連動して影響しますので、ただでさえ不十分な地方交付税であるうえにこれを減額されたのでは、地方公共団体の財政運営の存立さえできなくなりま

す。そのため、先に説明したような地方交付税総額の確保は地方財政運営の最低条件だとして国に要望し、実現をみたのです。

「国庫支出金」

国と地方公共団体との間には法令などにより、どの事業が国でどの事業が県や市町村で行うか一定の基準の下に定められています。国庫支出金は特定の事務の

実施を法令により地方公共団体に義務づけた場合、その事業の執行に要する経費に充てることを条件に交付され、または特定の事業を奨励する場合にその経費の財源として、その全部または一部に相当する額が交付されます。これを大別すると①負担金②補助金③委託金の三種に分類することができ、本県においては、その総額八百二十六億円にほり、歳入予算の三四%を占めています。

国庫支出金で問題になっておりますのは、国庫補助事業の超過負担です。国は法令により地方公共団体に事業の実施を義務づけ、その条件として国庫による一部または全部について負担することとしている事業がありますが、これらの事業に対する国庫支出金は必ずしも十分ではありません。国が一定の基準を設けてその範囲内でしか交付しないものがありま

図表4 歳入の状況 (単位:億円)

